

日医発第 1324 号（地域）
令和 8 年 10 月 2 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

今 村 英 仁
坂 本 泰 三
(公印省略)

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る
取り扱いについて【報告期間の変更（延期）】

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部（局）及び医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がございました。

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施については、令和 8 年 9 月 29 日付日医発第 1265 号(地域)「令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告の実施等について」にてご案内したところです。

本件は、報告事項及び報告基準等の変更に伴い、医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施期間を下記の通り変更することについて周知を依頼するものです。

変更前	変更後
報告様式 1：令和 8 年 10 月 1 日～11 月 30 日 報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～11 月 30 日	報告様式 1：令和 8 年 10 月 19 日～12 月 11 日 報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～12 月 11 日

なお、報告事項及び報告基準の整理が完了し、別途通知するまでの間、報告様式の作成及び報告データの提出は行わないこと等の留意事項が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、至急、貴会管下関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和 8 年 10 月 1 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る取り扱いについて

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）及び医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関に対して周知いたしますので、御了知いただきますようお願いいたします。

(別添)

事 務 連 絡

令和 8 年 10 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る取り扱いについて

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、「令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等について」（令和 8 年 9 月 18 日付け医政地発 0918 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、その実施についてご案内したところです。

今般、報告事項及び報告基準等の変更に伴い、医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施期間を下記の通り変更することとします。

については、貴職におかれましてもこれを御了知の上、医療機関機能報告等対象病院等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告期間について

- 令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、報告期間を以下の通り変更いたします。

変更前	変更後
報告様式 1：令和 8 年 10 月 1 日～11 月 30 日	報告様式 1：令和 8 年 10 月 19 日～12 月 11 日
報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～11 月 30 日	報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～12 月 11 日

2. 報告期間変更に伴う留意点について

- 報告事項及び報告基準の整理が完了し、別途通知するまでの間、報告様式の作成及び報告データの提出は行わないでください。
- 報告対象となる診療実績その他の基礎資料については、後日の報告再開に備え、適切に保管してください。
- 報告再開に際し、報告事項及び報告基準の取り扱いについて整理した事項については改めて通知いたします。

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 1 日

医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る取り扱いについて

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、「令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施について」（令和 8 年 9 月 18 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、その実施についてご案内したところです。

今般、報告事項及び報告基準等の変更に伴い、医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施期間を下記の通り変更することとします。

ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんが、貴院におかれましては、御了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告期間について

- 令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、報告期間を以下の通り変更いたします。

変更前	変更後
報告様式 1：令和 8 年 10 月 1 日～11 月 30 日	報告様式 1：令和 8 年 10 月 19 日～12 月 11 日
報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～11 月 30 日	報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～12 月 11 日

2. 報告再開までの留意点について

- 報告事項及び報告基準の整理が完了し、別途通知するまでの間、報告様式の作成及び報告データの提出は行わないでください。
- 報告対象となる診療実績その他の基礎資料については、後日の報告再開に備え、適切に保管してください。
- 報告再開に際し、報告事項及び報告基準の取り扱いについて整理した事項については改めて通知いたします。

以上